

**特集1****消費者被害の最前線****未成年者・若年者の消費者被害**

弁護士  
**大沼卓朗** Takuro Onuma

**I はじめに**

2022年4月1日施行の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた（民法4条）。これにより、18歳・19歳の若年者は、未成年者取消権（同法5条）の保護の対象から外れ、単独で契約等の法律行為を行うことが可能となった。18歳に達すれば高校生であっても、割賦販売契約を締結することができ、ローンを組んで商品を購入することやクレジットカードを使用することができるようになったため、若年者の消費者被害が拡大することへの懸念が強まっている。近年の消費者白書においても18歳・19歳を対象とした調査報告が目立つ。

他方で「未成年者・若年者の消費者被害」というトピックに関しては、幼年者を含む18歳未満の未成年者、18歳・19歳の若年者、社会経験の乏しい20歳代の若年者など、対象者に応じて生活環境や保護される法律が異なり、実際に様々な問題が存在する。

そこで、本稿では、幼年者を含む18歳未満の未成年者と、18歳から20歳代の若年者とに区別して、各対象者に定型的な消費者トラブルを取り上げ、検討すべき課題を整理する。

**II 18歳未満の未成年者の消費者被害****1 未成年者取消権について**

未成年者が、法定代理人（親権者又は後見人）の同意を得ないで行った契約の申込みは、原則として取り消し得る（民法5条1項、2項）。しかし、次の①から⑤の場合、未成年者であることを理由とした取消しは認められない。

①未成年者が法定代理人の同意を得て申込みを行った場合（民法5条1項）、②単に権利を得、義務を免れるべき法律行為である場合（同法5条1項ただし書）、③法定代理人が目的を定めて処分を許した財産でその目的の範囲内で処分した財産、あるいは、法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産を処分した場合（同法5条3項）、④営業を許可された場合の営業に関する財産行為である場合（同法6条）、さらに、⑤未成年者が詐術による申込みを行った場合（同法21条）である。

**2 ゲーム課金トラブル**

(1) 未成年者をめぐる消費者トラブルの典型例は、未成年者が親権者の許可なくオンラインゲームに課金するというものである。家庭用ゲーム機だけでなく、スマートフォンやタブ